**平成２２年（フ）第１７９６号**
大阪府東大阪市新池島町１丁目13番８号　山本方
破産者　大久保節子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１８００号**
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目８番16号、開始決定時の住所大阪府東大阪市近江堂１丁目９番24号
破産者　生島マリ子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１９２２号**
鹿児島県南さつま市坊津町坊9318、開始決定時の住所大阪府高槻市牧田町13番78―101号
破産者　山下　省生
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１９２７号**
大阪府三島郡島本町高浜２丁目13番２号、開始決定時住所大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目３番３―206号
破産者　宮本　博之
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１９３１号**
大阪市住吉区遠里小野１丁目３番22―205号
破産者　遠本　秀樹
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１９７３号**
大阪市福島区福島５丁目９番３―1401号
破産者　佐藤　　晋
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１８４２号**
堺市東区大美野165―３　大阪府営堺大美野住宅３棟402号、開始決定時の住所堺市中区上之267番地２
破産者　泉工作所こと　豊西　　亮
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第２０１５号**
大阪府富田林市高辺台３丁目２番１―501号
破産者　樋口　高士
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第７５号**
大阪府柏原市円明町６番15―410号、前住所堺市南区茶山台２丁１番15―207号
破産者　槇　　宣良
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２１０号**
大阪府松原市上田５丁目７番21―305号、前住所大阪府松原市松ケ丘１丁目12番16―905号
破産者　竹中　紀明
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第２７０号**
大阪府藤井寺市西大井１丁目359番地の１グローリーハイツＢ―101
破産者　ワイ・ロジスティクスこと　吉松　美幸
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第８６号**
兵庫県宝塚市中野町２番11号
破産者　堤　　明美
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１１０号**
兵庫県宝塚市野上６丁目５番10―405号
破産者　逢坂寿美子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第１０１０号**
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目８番25―504号、前住所兵庫県尼崎市武庫元町２丁目１番14号
破産者　谷宮　　浩
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第５４号**
兵庫県西宮市田代町10番23号、前住所兵庫県西宮市上大市２丁目１番10―206号
破産者　**𣘺**田　和正
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７８４号**
兵庫県高砂市荒井町小松原２丁目15番９号、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区野田町143番地ロイヤルコーポ野田301号
破産者　西崎　伸治
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第３５号**
奈良市青山３丁目１番地　15―104号
破産者　碇　　和男
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第３６号**
奈良市青山３丁目１番地　15―104号
破産者　碇　　桂子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所